



堤防のり面走行はやめて下さい!!

河川巡視をしていると、残念なことに堤防のり面(堤防の斜面のこと)を自動車やバイクで走行したとみられるタイヤ痕を発見することがあります・・・。

「堤防のり面を走ってはいけないの?」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、「いけません!!」が答えとなります。

なぜ自動車などで走ってはいけないかと言うと、堤防の芝には、洪水や大雨の時に堤防の土が流れないようにする働きがあり、その芝や堤防自体が自動車走行などで傷ついたことが原因となって、洪水や大雨の時に堤防の土が流れ、最悪の場合には破堤(堤防が崩れてしまうこと)してしまうなど重大な災害の発生につながりかねないからです。

河川堤防は皆さんの生命・財産を守る大事な施設です。堤防のり面を絶対に走行しないのはもちろん、堤防のり面を走行する車両やタイヤ痕を発見した場合には一関出張所まで通報をお願いします!!

【先月実際に発見したタイヤ痕】



自動車によるのり面走行跡(一関市内)



バイクによるとみられる走行跡(平泉町内)



堤防を損傷すると河川法で・・・

河川法第29条などにより、河川を損傷することは、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として禁止されており、違反した場合には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる可能性があります!!

一関出張所ではこれまで悪質な行為と判断した場合には警察署へ通報・被害届を出しています。



発見した箇所には注意喚起のため、看板を設置し、場所によって進入禁止の措置をしています。



何度ものり面を走行するような悪質なケースの場合には、警察署へ通報(堤防補修を伴う場合には被害届も出します。)し、警察によるパトロールも実施してもらっています。

今年も北上川にサケが帰ってきました!!

今年も北上川などにサケが帰ってきています。

サケは、秋の到来を知らせるかのよう、毎年10月から11月にかけて海から産卵のために故郷の川に帰ってきます。

一関出張所管内では、北上川のほかに磐井川などでも見られるほか、宮城県河口から約200kmも離れた盛岡市内の北上川や中津川などでも見る事ができるようです。



今回サケの産卵が見られた一関市花泉町日形の北上川。宮城県の河口からは、64kmもあるんです!!



母なる北上川に帰ってきて産卵するサケ。近くで釣りをしていた人曰く「今年のサケは傷があまりついておらず元気」なそうです。

(写真提供「NPO法人北上川サポート協会」)